

令和7年11月18日

保護者の皆さまへ

糸満市立学校給食センター
所長 大城 歓
(公印省略)

学校給食の提供停止に伴う給食費の取り扱いについて(お知らせ)

平素より、学校給食センターの運営につきましては、格別のご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。
令和7年11月4日(月)の献立変更、令和7年11月5日(水)から令和7年11月10日(月)まで給食提供を停止したことに対し、児童生徒保護者の皆さまには、多大なご負担をお掛けしたことをあらためて、お詫び申し上げます。

学校給食の提供停止に伴う給食費の取り扱いについては、今回は欠食の期間が4日間であることから、下記の取り扱いから、返金の対象とはならないことを申し上げます。

記

【学校給食の停止期間】 令和7年11月5日(水)～11月10日(月):4日間

・糸満市立学校給食センター運営に関する規程(抜粋)

第7条 学校給食費は、校長の報告により次の各号の一に該当するものについて、日割りで算出し返還する。

(2)病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合。

【病気や事故※など返金する場合の条件】

※予測不能な事項(台風、提供停止が該当)

・返金の対象は、休日を除き5日以上連続で欠食する場合に限り、**6日以降分からの返金**となります。